

No	042	市町村名	守口市		実施の有無	平成23年1月10日作成
障がい者施策	A	重度身体障害者住宅改造費助成事業			有	所在地: 守口市京阪本通2-2-5 [平成21年10月1日現在] 人口: 148, 060人 高齢化率: 23.39%
	B	その他のバリアフリー施策			有	
高齢者施策	C	高齢者住宅改造費助成事業			無	
	D	介護保険住宅改修費支給			有	

A	重度身体障害者住宅改造費助成事業				担当部署	障害福祉課	
対象者	重度の障害のある人(身体障害者手帳1・2級下肢又は体幹の機能障害は3級を含む。又は特に必要な場合療育手帳A)のいる世帯。						
助成金額の上限	50万円(介護保険利用制度含む)世帯の生計中心者の前年分の所得税額により、助成額が変わります						
手続きの流れ	相談→申請調査→現地調査(関係書類交付)→関係書類提出(①~⑦)→決定通知→改造工事→完了届(⑧~⑩)→完了検査→支払						
HPへの掲載	有	概要	訪問調査	有	事前・事後		
事業概要説明書類	有	「障害福祉のしおり」					
申請書類	有	手帳、印鑑、見積書、所得証明書、写真、図面、所有者の承諾書(借家の場合)					
特記	約20件/年						

B	その他のバリアフリー施策						
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)							

D	介護保険住宅改修費支給				担当部署	高齢介護課	
対象者	要介護・要支援認定者			業者登録	有		
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)			償還払い	有	受領委任払い	有
手続きの流れ	事前申請、給付決定後、工事開始、工事終了後事後申請 相談→専門家と業者による現地調査→関係書類の準備→工事契約→事前申請→事前申請承認決定通知書送付→完了の確認→支給申請→支給						
HPへの掲載	有	「くすのき広域連合」ホームページ 「申請書類」及び「記入の注意点」ダウンロードあり		訪問調査	有	事前、事後	
事業概要説明書類	有						
申請書類	有	事前申請書、事前申請の委任状、改修前写真、理由書、工事見積書(内訳書)、承諾書(借家の場合) 支給申請書、支給申請の委任状、完了確認書(改修後写真)、領収書					
特記	くすのき広域連合による。 完了確認書には、介護支援専門員のサインが必要。						